

南房総市にお住まいの
運転免許証を自主返納されたみなさまへ

助成金制度のご案内

南房総市では、公共交通の利用促進、交通安全対策の一環として、運転免許証を自主返納し、バス事業者が発行する運賃半額サービスの、ノーカー・サポート優待証を取得した高齢者の方に助成金を交付します。

助成の対象となる方

①から③まですべてに該当する方が助成の対象となります。

- ①南房総市内在住の 65 歳以上の方
- ②現在お持ちの運転免許証を自主返納し、公安委員会が発行する運転経歴証明書の交付を受けた方
- ③館山日東バス(株)・ジェイアールバス関東(株)が発行する、ノーカー・サポート優待証（提示により、運賃が半額となる）のどちらか一方、もしくは両方の交付を受けた方

助成金の額

下記のバス事業者のどちらか一方の優待証を取得した場合は 1, 600 円、両方の優待証を取得した場合は 2, 100 円を助成します。運転経歴証明書の取得は必須となります。

千葉県公安委員会が発行する運転経歴証明書	1, 100 円
館山日東バス(株)が発行するノーカー・サポート優待証	500 円
ジェイアールバス関東(株)が発行するノーカー・サポート優待証	500 円

お問い合わせ

助成制度の内容や、手続き方法など不明な点がございましたら市役所の担当課まで、お気軽にご連絡ください。

南房総市役所 総務部 企画財政課 総合政策係（交通政策担当）


電 話 0470-33-1001

FAX 0470-20-4598

手続きの方法

以下①から③の順により3か所で手続きをしてください

①警察署で、運転経歴証明書の申請




館山警察署または千倉幹部交番で、現在お持ちの運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の申請手続きをしてください。

○申請に必要なもの

- ・運転免許証・証明写真1枚（縦3cm×横2.4cm、撮影後6か月以内のもの）
- ・手数料1,100円 ※運転経歴証明書は、申請日からおおむね3週間後に交付されます。

②バス事業者の事務所で、ノーカー・サポート優待証の申請



ご利用になる路線のバス事業者の事務所において申請手続きをしてください。

館山日東バス(株) 館山市北条2201-1 電話22-0111

JRバス関東館山支店 館山市北条1884-2 電話22-6511

○申請に必要なもの

- ・運転経歴証明書・証明写真1枚（縦4.5cm×横3.5cm、撮影後3か月以内のもの）※運転経歴証明書用の証明写真と大きさが異なりますのでご注意ください。
- ・手数料520円

③市役所で助成金の交付申請

警察署、バス事業者での手続きが終わりましたら、市役所の窓口で助成金の交付申請手続きをします。申請できる場所は、市役所企画財政課（本庁別館1・2階）、朝夷行政センター、お近くの地域センター窓口です。

○申請に必要なもの

- ・申請書（バス事業者で配布します。市役所の各窓口にもあります。）
- ・運転経歴証明書及びノーカー・サポート優待証の写し（交付後3か月以内のものに限ります。）
- ・印鑑
- ・ご本人の振込先口座番号がわかるもの（預金通帳、預金通帳の表紙の写しなど）

南房総市告示第44号

南房総市運転免許証自主返納証明等手数料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、千葉県公安委員会が発行する運転経歴証明書の交付手数料及びノーカー・サポート証明書の発行手数料の全部又は一部を助成することに関し、南房総市補助金等交付規則（平成18年南房総市規則第45号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主返納者 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく運転免許証の交付を受けた者であって、当該運転免許証の有効期間の満了前に自ら運転免許証を千葉県公安委員会に返納したものをいう。
- (2) ノーカー・サポート 市内において道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業による路線運行を行う交通事業者が実施するノーカー・サポート制度をいう。

(補助対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（次条及び第4条において「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 千葉県公安委員会から運転経歴証明書の交付を受けた者
- (2) ノーカー・サポート証明書の交付を受けた者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象者の負担した費用が当該助成金の額よりも小さいときは、当該負担した額とする。

(交付の申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする補助対象者は、運転経歴証明書又はノーカー・サポート証明書の交付を受けた日から起算して3箇月以内に、運転免許証自主返納証明等手数料助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に運転経歴証明書及びノーカー・サポート証明書の写しを添え、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、運転免許証自主返納証明等手数料助成金支給（不支給）決定通知書（別記第2号様式）により当該提出を行った申請者に通知するとともに、支給を決定した者に対し、助成金を交付するものとする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種類	助成額
千葉県公安委員会が発行する運転経歴証明書	1,100円
館山日東バス株式会社が発行するノーカー・サポート証明書	500円
ジェイアールバス関東株式会社館山支店が発行するノーカー・サポート証明書	500円